

令和 7年 11月 20日

事業主 殿

堺労働基準協会

製造業

職長の能力向上教育 開催のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

事業者は、労働安全衛生法第19条の2の規定により基づく能力向上教育を安全管理者等に実施することを求められており、「安全衛生教育の推進について」(平成3年1月21日付基発第39号)「安全衛生教育推進要綱」において、職長等・職長安全衛生責任者もこれに準じた教育を行うように求められています。

当協会では次の通り標記講習会を開催しますので、労働災害防止の趣旨をご理解いただき対象者を受講させていただきますようご案内します。(対象者:職長等又は安全衛生責任者の職務に就いている方)
今回は、大阪西労働基準協会との共催になります。

記

1. 日 程 第3回 令和 8年 3月 6日 (金) 8:50~16:30

2. 会 場 大正産業会館 TEL 06-6552-6661

大阪市大正区泉尾1-27-16 (大阪シティバス「三軒家東四丁目」停留所からすぐ)
(JR環状線及び地下鉄「大正」駅から南へ徒歩10分。駐車場はありません。)

3. 教育科目 第1編(1部) 職長等の役割を踏まえたレベルアップのための重点項目 2時間

- ・職長等の役割と職務
- ・製造業における労働災害の傾向

(2部) 専門項目 2時間

- ・事業場における安全衛生活動
- ・労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み
- ・部下に対する指導力の向上

第2編 グループ演習 2時間

4. 講習料 製造業 職長の能力向上教育:

会員 1名 9,300円(受講料 8,310円(非課税)、テキスト代・補助資料 990円(税込))

会員外 1名 10,300円(受講料 9,310円(非課税)、テキスト代・補助資料 990円(税込))

(*当協会は、免税事業者であり、受講料に関して消費税は徴収しておりませんのでインボイス未登録です。)

5. 定 員 堀30名 (定員になり次第締めきります)、大阪西30名

6. 申込み 受講申込書、講習料を添えて堺労働基準協会まで持参して下さい。(ファックス可)

*協会へ直接申し込みに来られる方は、前日に協会へ事前連絡願います。

(銀行振込の場合)

①振込先:三井住友銀行 堀支店 普通預金 0961938 堀労働基準協会

②申込書を堺労働基準協会にFAX(072-232-7000)の上、着信確認願います。

③講習料全額を申込後1週間以内に振込下さい。

振込なき場合はキャンセルとします。振込確認後、受講票、テキストを着払で送付します。

7. 申込期日 受講日の2週間前まで

8. その他 * 申込み以降キャンセル、当日欠席されても受講料は返金いたしません。

* 受講票、テキスト、筆記用具を受講時、持参して下さい。

* 駐車場はありません。公共交通機関を利用して下さい。

* 昼食は各自で済ませて下さい。

* 全講習時間を受講された方に修了証を交付いたします。

* 受講者の講習期間中の災害事故については、当協会は一切関知いたしません。

* 問合せは堺労働基準協会(TEL 072-233-5396)へ連絡下さい。